

別表第1(第4条・5条関係)

『農地改良』事前相談及び許可申請に係る書類一覧表

書類の内容	書類の種類	備 考	事前 相談	許可 申請
1 許可申請	1 許可申請書(様式第1号)	農地法第4, 5条の規定による許可申請書(農地改良)		○
2 事前相談	1 事前相談申請書(様式第2号)	農地改良(一時転用)許可申請に係る事前相談書	○	○
3 転用申請地の 状況等に関する 書面	1 土地の登記事項証明書	全部事項証明書	○	○
	2 土地所有者の同意書	賃借人が賃借地を転用又は貸付する場合		○
	3 賃借人等の同意書	権利(使用収益権)が設定されている場合		○
4 申請者の行為 能力等に関する 書面	1 法人の登記事項証明書	法人申請の場合		○
	2 法人の定款又は寄付行為	法人申請の場合		○
	3 登記名義人が死亡している場合, 相続 関係(土地の所有関係)が確認できる書面	①相続関係図②戸籍・除籍謄本等③相続放棄申述受理 謄本, 遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等 の書面		○
	4 事業経歴書			○
5 転用申請地の 位置と農地区分 の判断に関する 書面	1 位置図	原則として縮尺10,000分の1	○	○
	2 公図の写し		○	○
	3 周辺土地利用状況図	周辺の土地利用がわかる図面	○	○
	4 申請地の現況写真	申請地を含めた周辺の写真	○	○
6 事業計画に関 する書面	1 事業計画書(様式第3号)	埋立てる理由及び造成後の農地としての利用計画が具 体的に明記されていること		○
	2 埋立て等事業計画書(様式第4号)		○	○
	3 埋立て計画平面図	全体区域及び農地区域がわかるもの	○	○
	4 現況及び計画縦横断面図	掘削深(天地返しの場合)及び覆土高がわかるもの	○	○
	5 作付け計画書(様式第5号)	造成後の作付け等が記入されていること		○
	6 作付け誓約書(様式第6号)	所有権移転請求権等の仮登記が付いて不耕作となっ ている農地及び所在市町村内の所有農地の全てが不耕作 となっている農地の場合		○
	7 農地復元誓約書(様式第7号)			○
	8 契約書の写し	目的・契約期間・施工計画等が明記されているもの		○
	9 工事工程表			○
	10 土砂等発生元証明書(様式第8号)			○
	11 土砂等発生元変更届出書(様式第9号)	発生元が変更になる場合		○
	12 搬入経路図	搬入経路がわかるもの	○	○
	13 土砂等処理経路証明書(様式第10号)			○
	14 地質分析結果証明書			○
	15 農地転用許可済標識板(様式第11号)			○

7 資金計画に関する書面	1 資金計画書			○
	2 資金計画の添付書類	①預貯金残高証明書②融資証明書等		○
	3 見積書			○
8 農業上との利用調整に関する書面	1 土地改良区の意見書	申請地が土地改良区域内にある場合(手賀沼・利根)		○
	2 水利権者及び漁業権者の同意書	取水・排水について水利権者又は漁業権者の同意書(得られない場合は、理由書)が添付されていること		○
	3 他法令の許認可申請の書の写し又は申請状況を説明した書面	未申請の場合は、今後の申請予定等の状況を説明した書面が添付されていること		○
9 その他	1 公有財産管理者の同意	道路・水路の占有使用許可書等 (申請中の場合は申請書の写し)		○
	2 地積測量図	一筆の一部を転用する場合に添付		○
	3 開発土地一覧表	農地以外の土地を含む開発土地の一覧表		○
	4 委任状	代理人が申請する場合	○	○
	5 その他	農業委員会が審査上その書類が必要であることについて、具体的・合理的理由がある場合		○

○周辺住民への事前説明報告書 様式第 12 号

○農地改良完了報告書 様式第 13 号

○作付完了報告書 様式第 14 号

※それぞれ○印の書類を1部提出してください(証明書類は、原則3か月以内のものを使用)

※事前相談に要する期間は概ね1か月～2か月です。